

令和 7 年度租税滞納状況の概要

I 租税滞納の状況

- 1 令和 7 年度租税滞納状況の概要
- 2 新規発生滞納額
- 3 滞納発生割合
- 4 整理済額
- 5 滞納整理中のものの額（滞納残高）
- 6 （参考）主要税目別の租税滞納状況

II 滞納の「未然防止」及び「整理促進」に関する取組

- 1 滞納の未然防止に関する取組
 - ・ 国税庁ホームページ、SNS等による広報・周知
 - ・ キャッシュレス納付の推進
 - ・ 「予納ダイレクト」による納税資金の準備の呼び掛け
- 2 滞納の整理促進に関する取組
 - ・ 納税コールセンターにおける滞納整理状況
 - ・ AIを活用した取組
- 3 悪質・処理困難事案への取組
 - (1) 原告訴訟の積極的な提起
 - (2) 第二次納税義務の賦課
 - (3) 国際徴収への取組
 - (4) 滞納処分免脱罪による告発
- 4 公売の実施状況

I 租税滞納の状況

1 令和7年度租税滞納状況の概要

関東信越国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や財産の差押え等の滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めており、令和7年度においても、滞納の未然防止及び整理促進に取り組みました。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

【令和7年度租税滞納状況】

(単位：億円)

A 令和6年度末 滞納整理中のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生滞納額 (参考) 徴収決定済額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和7年度末 滞納整理中のものの額 (次期繰越額)
(104.4%) 855	(103.8%) 1,000 (108.1%) 59,468	(104.6%) 970	(103.5%) 885

(注) 1 徴収決定済額は、申告などにより課税されたものの額をいいます。
2 括弧内の数値は、対前年度比です。
3 地方消費税を除いています。
4 令和8年4月及び5月に督促状を発付した滞納のうち、所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が令和7年度所属となるものを含んでいます。
5 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります（次頁以降も同様。）。

2 新規発生滞納額

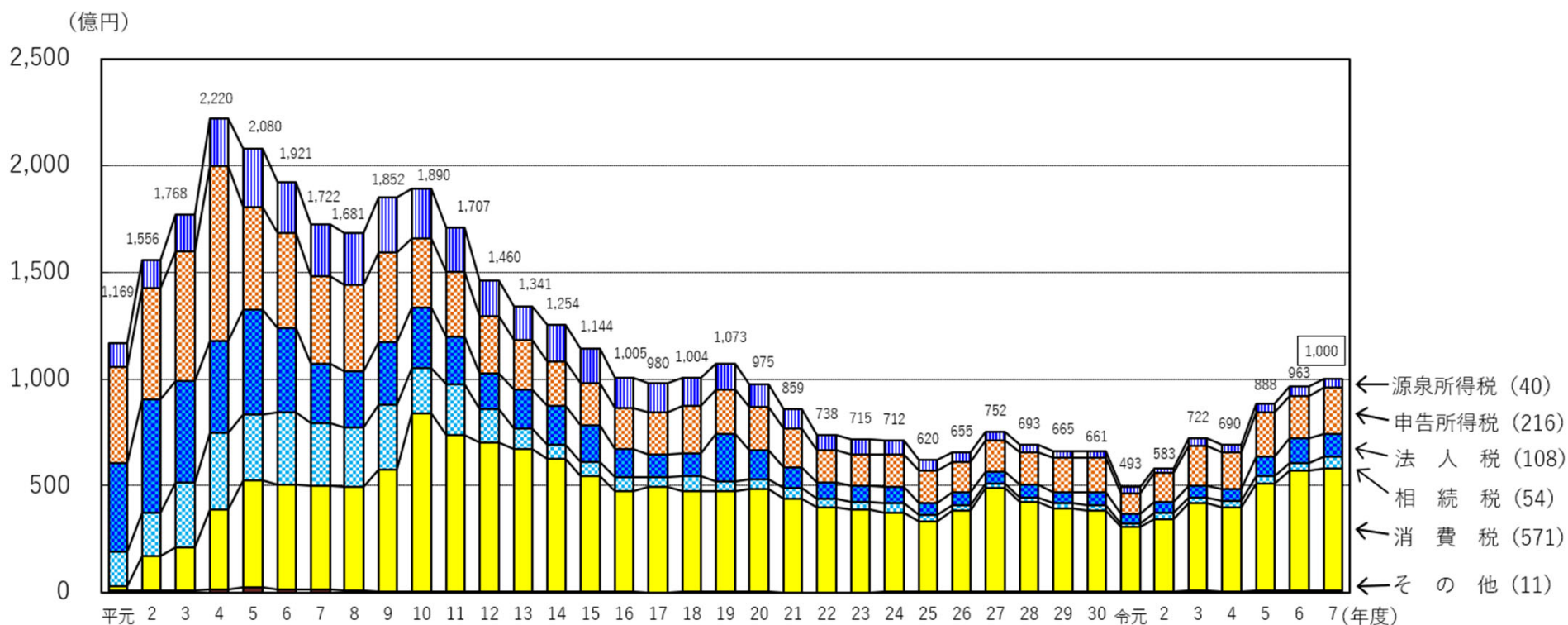
－新規発生滞納額は1,000億円で、ピーク時（平成4年度）の約5割－

令和7年度においては、徴収決定済額5兆9,468億円のうち約98.3%が滞納となることなく納付され、1,000億円が新規発生滞納となりました（令和6年度と比較すると、37億円（+3.8%）増加）。

なお、新規発生滞納額は、ピーク時（平成4年度）の約5割となっています。

（注）平成4年度の新規発生滞納額は、2,220億円

○ 新規発生滞納額の推移



（注）地方消費税を除いています。

3 滞納発生割合

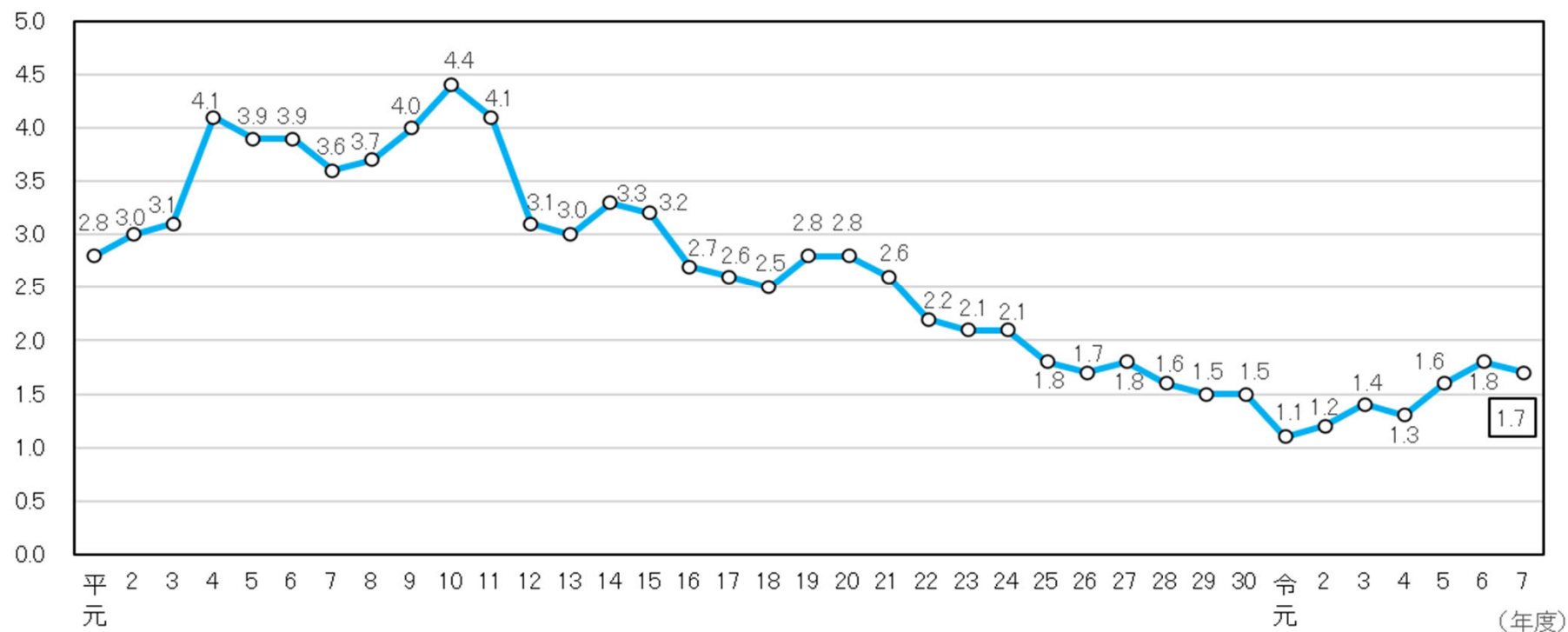
－滞納発生割合は1.7%で、引き続き、低水準で推移－

徴収決定済額のうち約98.3%が滞納となることなく納付されたことから、令和7年度における滞納発生割合は、1.7%となりました。

(注) 滞納発生割合とは、徴収決定済額（申告などにより課税されたものの額）に占める新規発生滞納額の割合をいいます。

○ 滞納発生割合の推移

(単位:%)



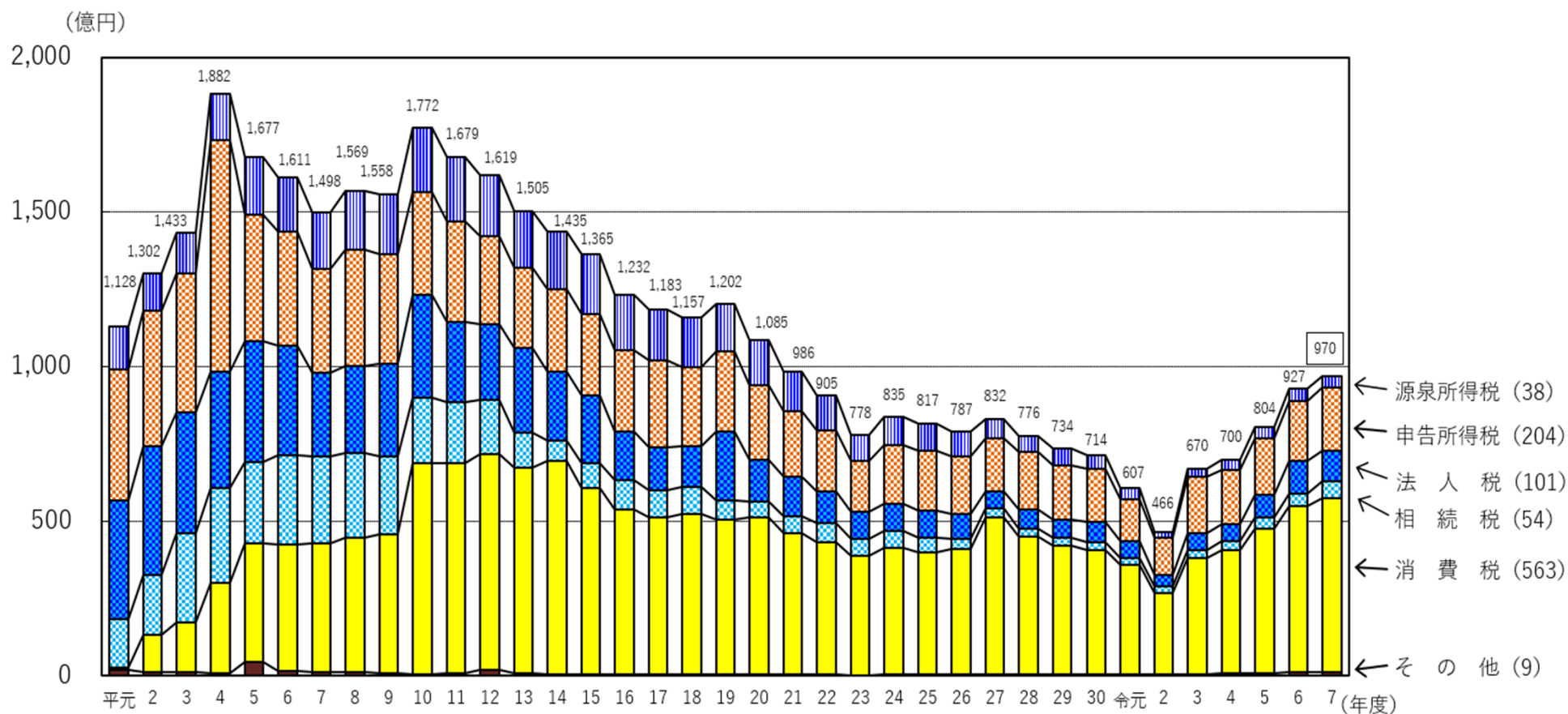
(注) 地方消費税を除いています。

4 整理済額

－整理済額は970億円で、前年度より増加－

令和7年度における整理済額は、970億円となりました（令和6年度と比較すると、43億円（+4.6%）増加）。

○ 整理済額の推移



(注) 地方消費税を除いています。

5 滞納整理中のものの額（滞納残高）

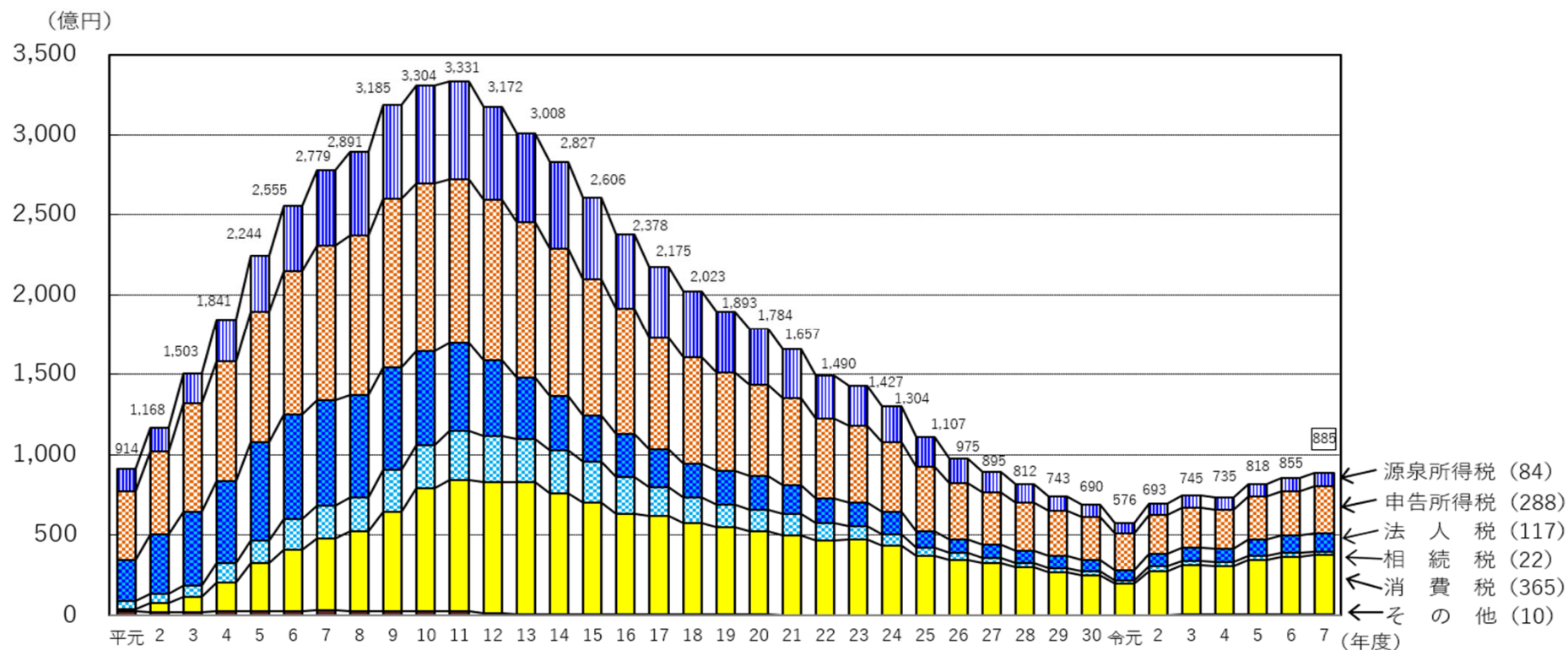
－滞納整理中のものの額は885億円で、ピーク時（平成11年度）の約3割－

令和7年度においては、令和6年度末における滞納整理中のものの額が855億円、令和7年度中の新規発生滞納額が1,000億円、整理済額が970億円となったことから、令和7年度末における滞納整理中のものの額は885億円となりました（令和6年度末と比較すると、30億円（+3.5%）増加）。

なお、滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成11年度）の約3割となっています。

（注）平成11年度の滞納整理中のものの額は、3,331億円

○ 滞納整理中のものの額の推移



6 (参考) 主要税目別の租税滞納状況

(単位：億円)

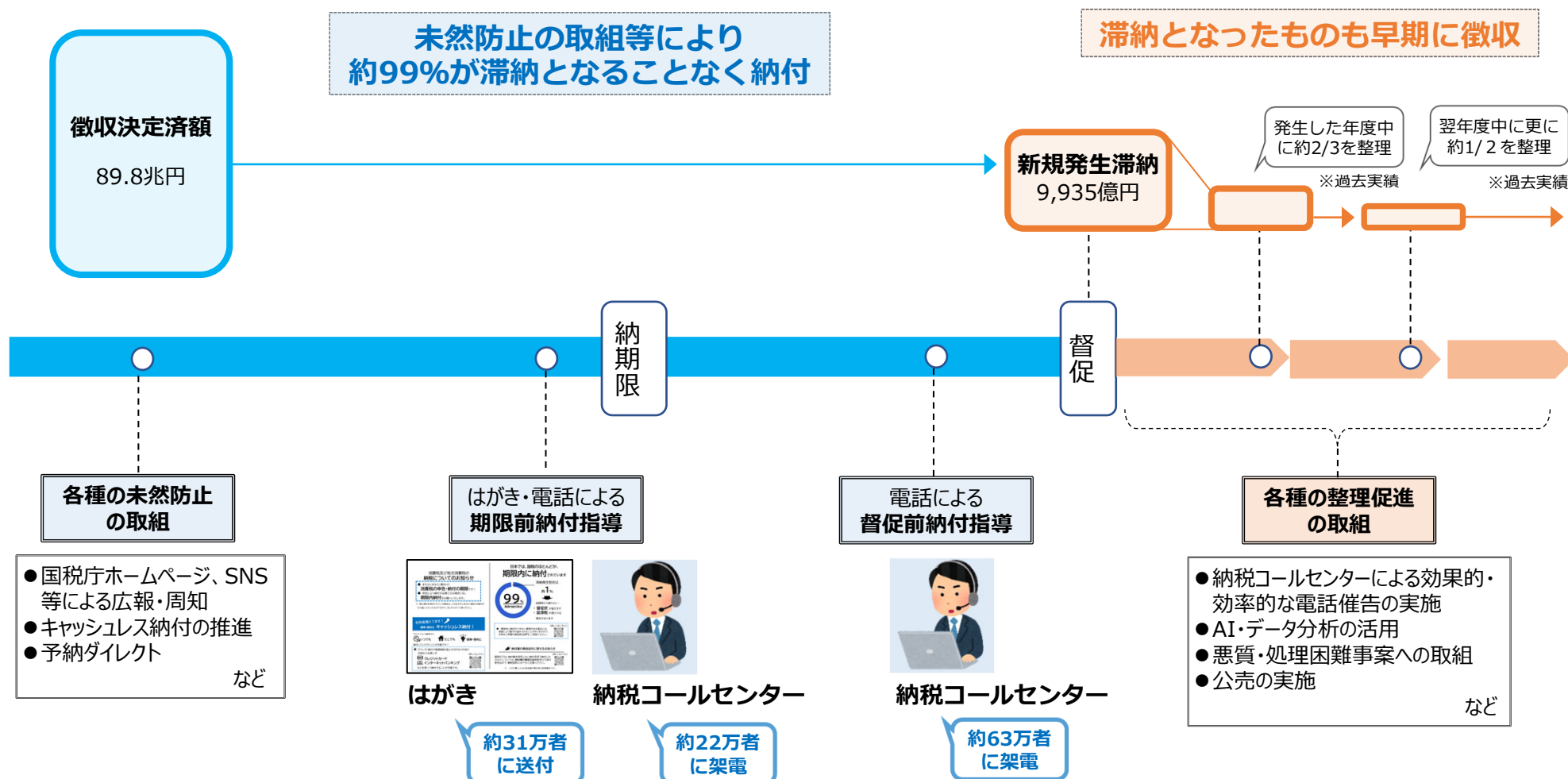
税 目		区 分	A 徴 収 決 定 済 額	B 前年度末 滞納整理中のものの	C 新 規 発 生 滞 納 額	D 整 理 済 額	E (B + C - D) 当年度末 滞納整理中のものの
全税目 合 計		令6	外 5,348 (102.3%) 55,027	外 92 (111.3%) 818	外 158 (108.5%) 963	外 152 (115.3%) 927	外 99 (104.4%) 855
		7	外 5,527 (108.1%) 59,468	外 99 (104.4%) 855	外 161 (103.8%) 1,000	外 159 (104.6%) 970	外 101 (103.5%) 885
主 要 税 目 別 の 内 訳	所得税	6	(96.0%) 17,159	(109.6%) 348	(96.4%) 241	(105.7%) 232	(102.6%) 357
		7	(114.9%) 19,715	(102.6%) 357	(106.3%) 256	(104.4%) 242	(103.9%) 371
	源泉 所得税	6	(92.6%) 12,215	(105.7%) 80	(98.3%) 42	(102.9%) 39	(103.1%) 82
		7	(116.4%) 14,213	(103.1%) 82	(96.0%) 40	(98.1%) 38	(101.9%) 84
	申告 所得税	6	(105.7%) 4,945	(110.8%) 269	(96.0%) 199	(106.3%) 193	(102.4%) 275
		7	(111.3%) 5,502	(102.4%) 275	(108.5%) 216	(105.7%) 204	(104.5%) 288
	法人税	6	(104.8%) 10,003	(122.4%) 103	(126.3%) 115	(149.0%) 107	(107.3%) 111
		7	(111.8%) 11,187	(107.3%) 111	(94.2%) 108	(94.5%) 101	(106.1%) 117
	相続税	6	(102.6%) 3,752	(97.1%) 26	(100.5%) 36	(108.4%) 40	(85.7%) 22
		7	(106.7%) 4,002	(85.7%) 22	(149.0%) 54	(135.5%) 54	(99.6%) 22
	消費税	6	外 5,348 (108.0%) 19,166	外 92 (111.3%) 335	外 158 (111.5%) 561	外 152 (114.9%) 539	外 99 (106.6%) 357
		7	外 5,527 (102.9%) 19,727	外 99 (106.6%) 357	外 161 (101.9%) 571	外 159 (104.6%) 563	外 101 (102.2%) 365
	その他税目	6	(99.5%) 4,946	(112.1%) 7	(132.9%) 11	(131.9%) 10	(115.4%) 8
		7	(97.8%) 4,837	(115.4%) 8	(99.6%) 11	(94.0%) 9	(120.5%) 10

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

Ⅱ 滞納の「未然防止」及び「整理促進」に関する取組

- 国税庁では、納税者の方に期限内に納付していただけるよう、滞納の「未然防止」に取り組んでいます。
- また、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、滞納の「整理促進」により、早期の徴収に努めています。



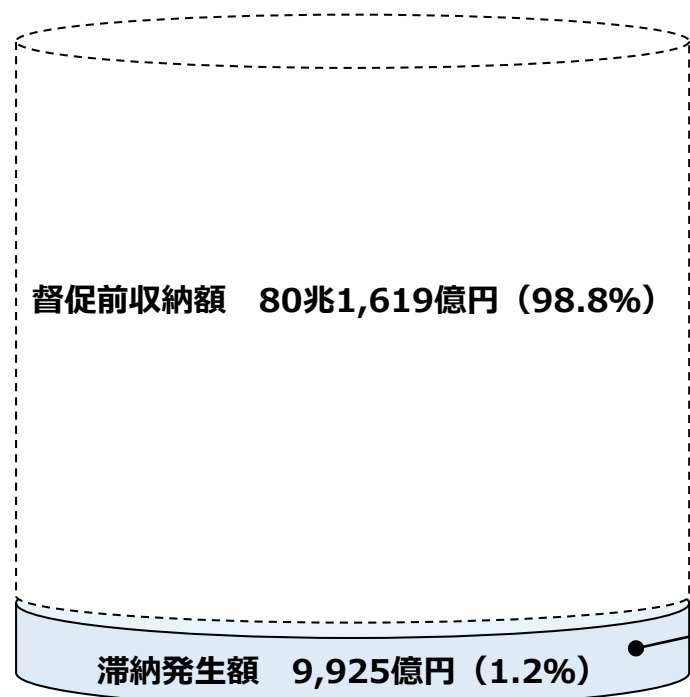
(注) 全国税局合計の計数を掲載しています。

－課税された翌年度末までには、99.8%を整理－

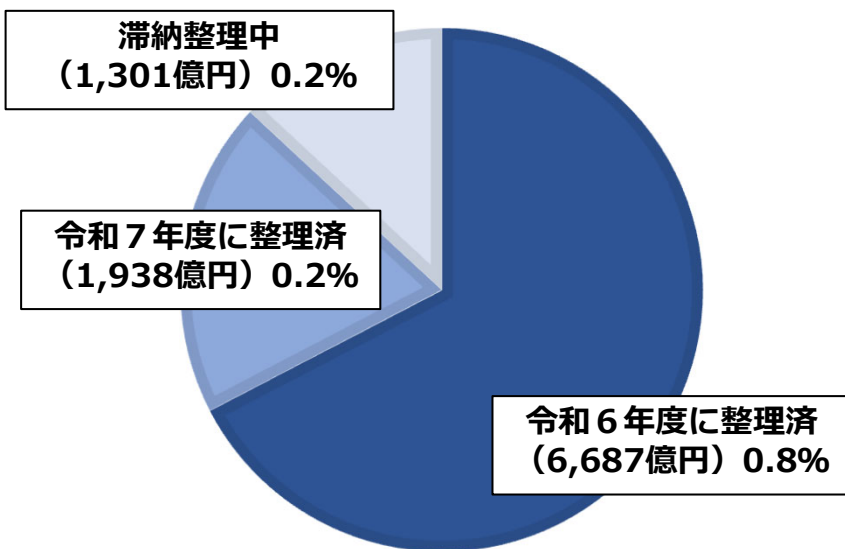
<徴収決定後、翌年度末までの整理状況>

例えば、令和6年度の徴収決定済額（申告等により課税されたものの額）については、98.8%が滞納になることなく納付されており、滞納となったものについても、そのほとんどが比較的短期間で整理され、令和7年度末時点では**99.8%が整理**されています。

【令和6年度徴収決定済額】



発生した滞納（9,925億円）の整理状況



（注）全国税局合計の計数を掲載しています。

1 滞納の未然防止に関する取組

<国税庁ホームページ、SNS等による広報・周知>

- 国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」では、納付手続、計画的な納税（資金の積立て）の方法、納付が困難な方への猶予制度のご案内など、納税者の方のニーズに応じて、様々な情報を提供しています。
- また、**SNSを活用した納期限や振替期日などの周知**のほか、地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の協力を得て、各種広報媒体や説明会等の機会を活用し、期限内納付のための広報・周知を実施しています。

<国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」>

納税に関する総合案内

- 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1～7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。
- 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・振替日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を
知りたい方

源泉徴収税のキャッシュレス
納付体験コーナーはこちら
(e-Taxホームページ)

- 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

2. 計画的な納税（資金の積立て）
を検討されている方

3. 国税を納期限までに納付する
ことが困難な方

4. 国税を滞納した場合の影響を
知りたい方

5. 前期から売上（収入）が減少
されている方

- 消費税の課税事業者（インボイス発行事業者等）となった方

6. 消費税の課税事業者（インボイス
発行事業者等）となった方

- 税理士の方

7. 税理士の方

★ 国税庁HP「納税に関する総合案内」にアクセス！

納税に関する総合案内

検索



<X（旧Twitter）、LINEによる周知>

国税庁 @NTA_Japan · 2026/02/27

#インボイス発行事業者の方へ

#消費税に関する情報を国税庁HPに掲載中！

- ☑申告・納税の期限は？
- ☑どうやって納めるの？
- ☑納税資金の準備について知りたい！
- ☑納付の相談をしたい！

上記のうち1つでも当てはまる方はぜひご覧ください！

👉 nta.go.jp/taxes/nozei/an...

👉 nta.go.jp/taxes/shiraber...

納税に関する総合案内

- 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1～7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。
- 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・振替日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を
知りたい方

源泉徴収税のキャッシュレス
納付体験コーナーはこちら
(e-Taxホームページ)

- 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

2. 計画的な納税（資金の積立て）
を検討されている方

3. 国税を納期限までに納付する
ことが困難な方

4. 国税を滞納した場合の影響を
知りたい方

5. 前期から売上（収入）が減少
されている方

- 消費税の課税事業者（インボイス発行事業者等）となった方

確定申告がお済みの方へ

納付はお済みですか？

△申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付書をご希望の方は、最寄りの税務署にお立ち寄りください。

納付には、便利な「キャッシュレス納付」がオススメです！

キャッシュレス納付なら

☑いつでも☑どこでも☑簡単便利に納付できます👉

また、一部の方を対象に納付書は送付されませんので、納付忘れには十分ご注意ください。

詳しくは👉

キャッシュレス納付のご案内

納付書の事前送付について

※「確定申告が必要な方」を選択した方に配信しています。

9/01

1 滞納の未然防止に関する取組

<キャッシュレス納付の推進>

- 国税庁では、納税者利便の向上や現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減、更には滞納の未然防止の観点から、キャッシュレス納付（振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付）の利用拡大に取り組んでいます。
- 特に、源泉所得税については、納付件数が多く、他の税目への波及効果も見込まれることから、e-Tax・キャッシュレス納付の利便性を実感していただけるように、徴収高計算書の作成・送信から納付手続までの一連の操作を体験できる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用するなど、特に力を入れています。
- また、金融機関団体や総務省、金融庁など官民一体で「キャッシュレス納付推進協議会」を立ち上げ、キャッシュレス納付の課題や事業者ニーズの把握、取組方法の協議、SNSを活用した共同PRの実施など、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた検討を行っています。

キャッシュレス納付推進協議会の取組状況はこちら



<キャッシュレス納付の概要>

振替納税 (口座振替)

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

ダイレクト納付

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する方法です。

インターネットバンキング等 による電子納税

金融機関のインターネットバンキング口座やATMから納付する方法です。

クレジットカード納付

専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

スマホアプリ納付

e-Taxで申告データを送信した後などに、専用サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）を経由し、スマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

<源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー>



キャッシュレス納付

はじめての一步を体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。
実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。
※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- ✓ インターネットバンキングによる納付

簡単に体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです！！

1 滞納の未然防止に関する取組

<「予納ダイレクト」による納税資金の準備の呼び掛け>

- 国税庁では、スマートフォンなどから簡単な操作で手続きが完了する「予納ダイレクト」による納税資金の準備をお勧めしており、税理士会、関係民間団体、業界団体及び各種説明会を通じた広報・周知を行っています。
- 予納ダイレクトは、①将来に納付することが見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる制度で、消費税などの計画的な納税に大変便利です。

Point

計画的な納税資金の積立てには**予納ダイレクト**が便利です!

Q.予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続きです。

予納ダイレクトのメリット

- 申告時に**一括で納税資金を準備する負担を軽減**
- 延滞税等、納付が遅れた場合の**リスクを回避**

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に
均等額を
予納すると…



\\ サイトと動画でもっと詳しく! /

詳しくは、
国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



YouTubeでも
紹介しています!

ダイレクト納付を
利用した予納と分割
納付のご紹介▶



確認しながら
作業ができる!

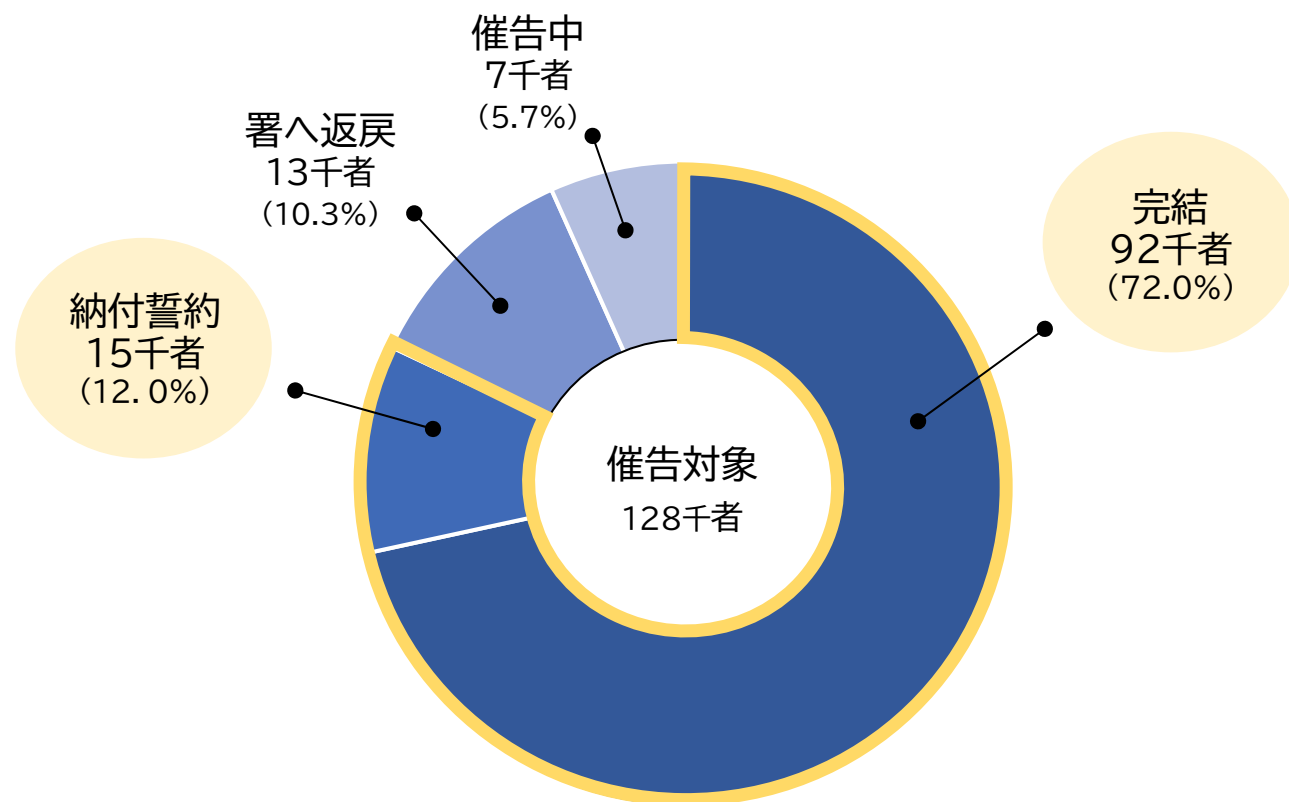
2 滞納の整理促進に関する取組

－効果的・効率的な電話催告の実施－

<納税コールセンターにおける滞納整理状況>

- 新規に発生した滞納事案は、納税コールセンターで幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。
- 令和7年7月から令和8年6月末までに関東信越国税局の納税コールセンターで催告対象となった128千者のうち、完納に至ったのは92千者（72.0%）、納付誓約中の者が15千者（12.0%）となっています。

「完納」・「納付誓約」が全体の約8割

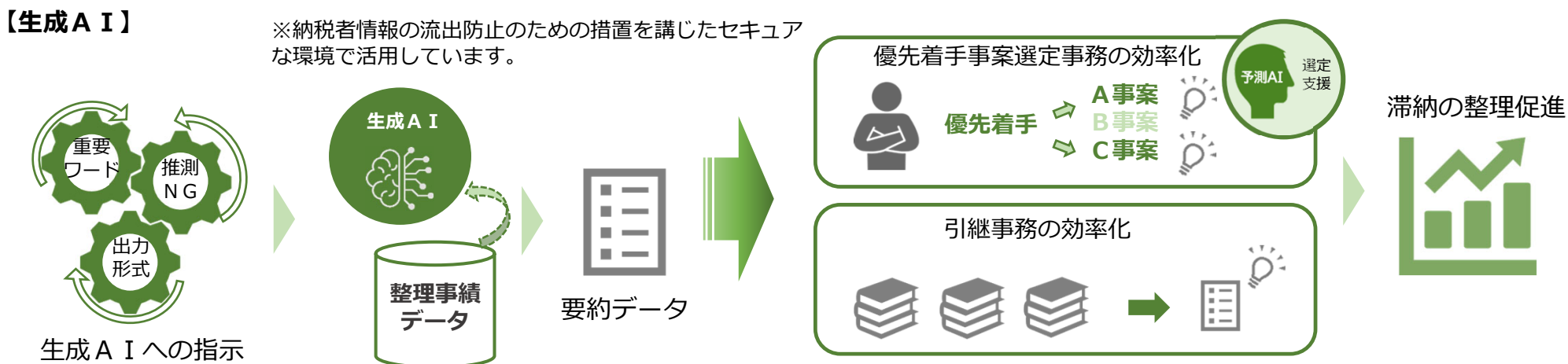
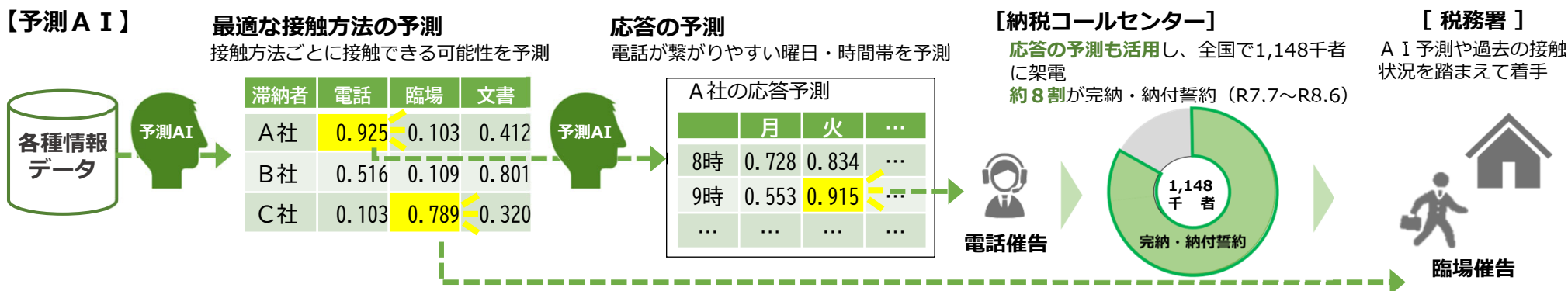


2 滞納の整理促進に関する取組

－AIを活用した滞納の整理促進－

<AIを活用した取組>

- 国税庁では、AI（予測AI・生成AI）を活用し、効果的・効率的な滞納整理に取り組んでいます。
 - 滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話、臨場、文書）を予測するモデルや曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築し、全国の国税局や税務署において、予測結果を活用した滞納整理を進めています。
 - 滞納の整理促進を図るため、生成AIで滞納者別の整理事績を要約し、優先着手事案選定事務や担当者変更時における引継事務等で活用することで、これらの事務の効率化に繋げる取組等を進めています。



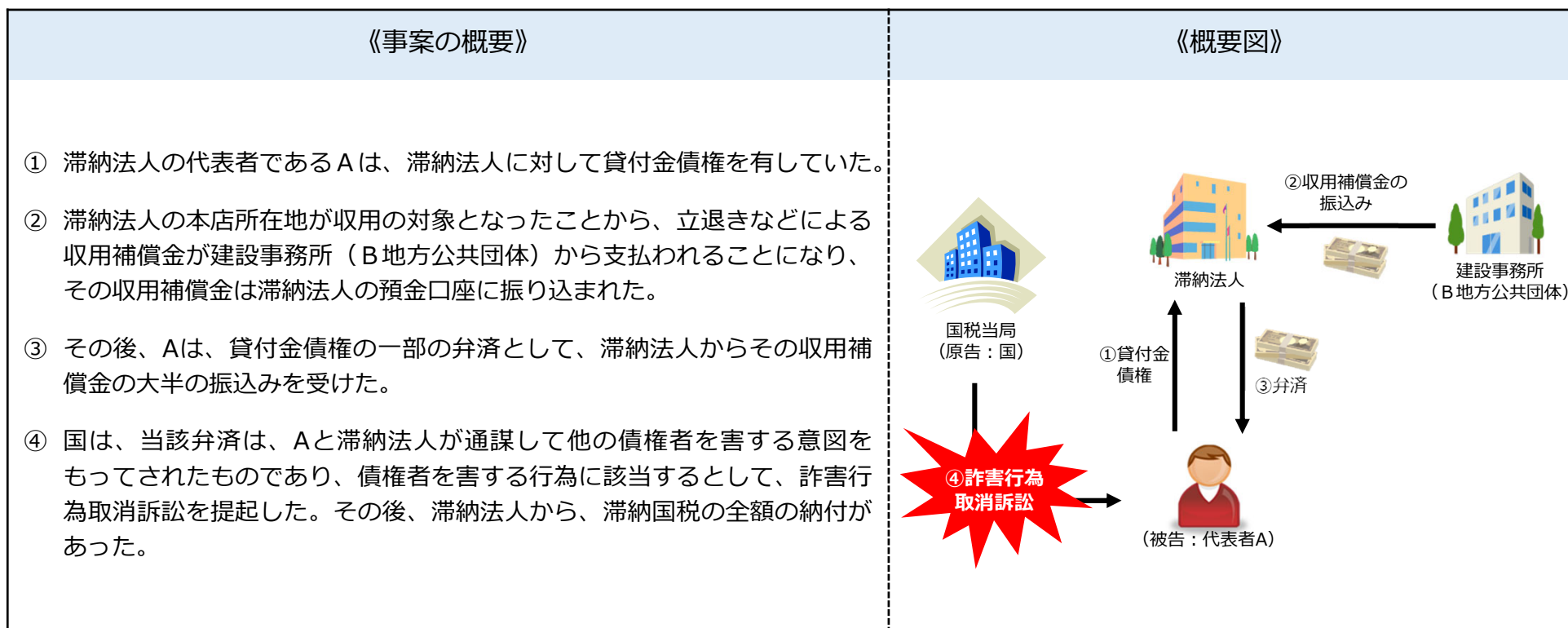
3 悪質・処理困難事案への取組

(1) 原告訴訟の積極的な提起

- 通常の滞納整理の手法では処理進展が図られない事案については、詐欺行為取消訴訟等を提起するなど、法的手段を活用した滞納整理にも取り組んでおり、令和7年度においては、全国で172件の原告訴訟を提起しました。

【事例】

滞納法人が代表者に対してした弁済が、債権者を害する行為に該当するとして、詐欺行為取消訴訟を提起した事例



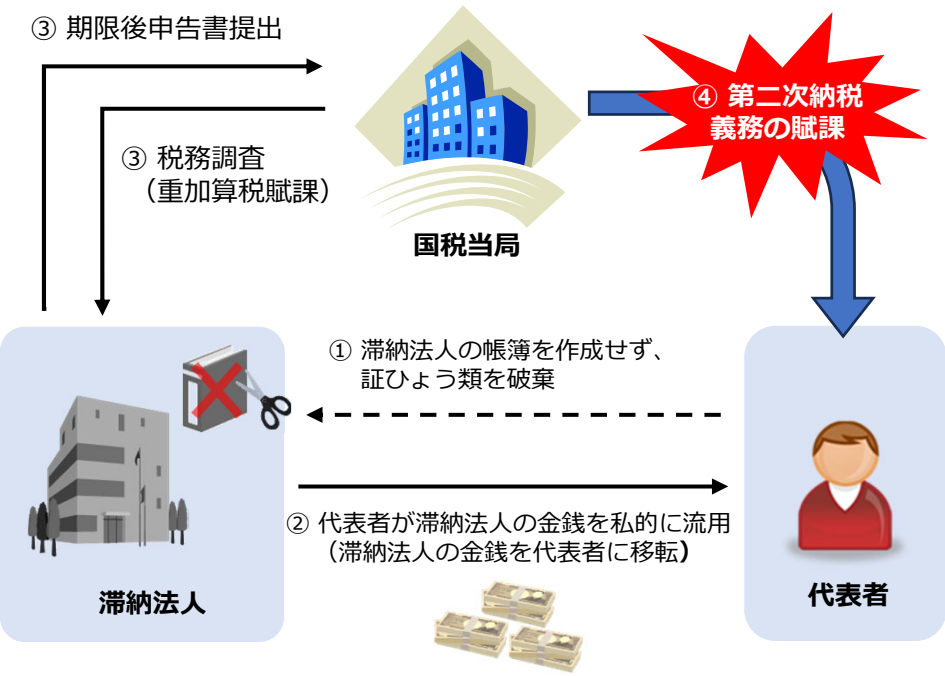
3 悪質・処理困難事案への取組

(2) 第二次納税義務の賦課

- 第二次納税義務制度は、形式的には第三者に財産が帰属している場合であっても、実質的には、納税者にその財産が帰属していると認めても公平を失しないような場合に、その第三者に対して補充的に納税義務を負担させることにより、徴税手続の合理化を図るために認められている制度です。
- 法令の要件に該当する事実を把握したときは、適切に第二次納税義務を賦課することにより、租税の徴収確保を図っています。

【事例】

証ひょう類を破棄するといった偽りその他不正の行為を行い、滞納法人の金銭を私的に流用していた滞納法人の代表者に対して第二次納税義務を賦課した事例

《事案の概要》	《概要図》
① 滞納法人は事業活動を行っていたにも関わらず、その代表者は帳簿を作成せず、証ひょう類を意図的に破棄するといった偽りその他不正の行為を行い、滞納法人の申告を行っていなかった。 ② 滞納法人の代表者は、滞納法人の金銭を私的に流用していた。 ③ 滞納法人は、課税調査により期限後申告書を提出し、当該申告については重加算税が賦課されたが、課税時において既に納税資金は無く、滞納するに至った。 ④ 国税当局は、滞納法人の代表者が行った①の偽りその他不正な行為により、滞納法人が国税を免れた事実を認定し、滞納法人の金銭の移転を受けた代表者に対して第二次納税義務を賦課した。	 ③ 期限後申告書提出 ③ 税務調査 (重加算税賦課) 国税当局 ④ 第二次納税義務の賦課 ① 滞納法人の帳簿を作成せず、証ひょう類を破棄 ② 代表者が滞納法人の金銭を私的に流用 (滞納法人の金銭を代表者に移転) 滞納法人 代表者

3 悪質・処理困難事案への取組

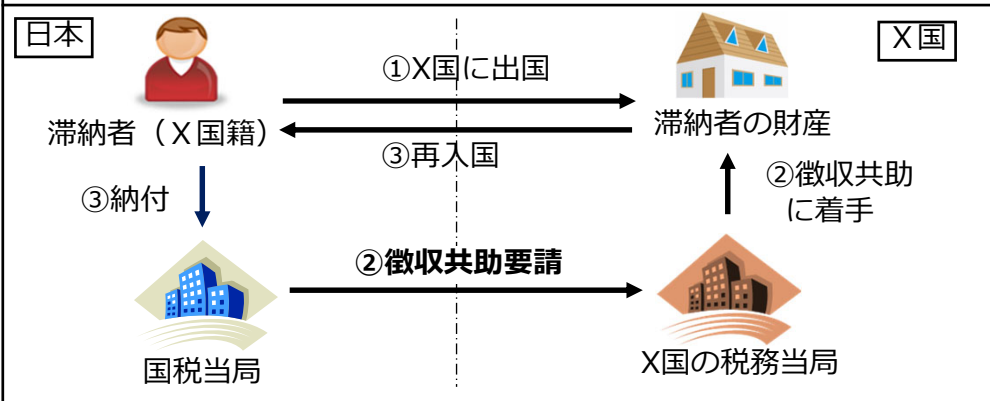
(3) 国際徴収への取組

- 国税庁では、海外へ財産が移転されるなどした国際的な滞納事案に対して、租税条約に基づく徴収共助の要請を確実に行うなど、国際徴収に積極的に取り組んでいます。
- また、外国当局から共助要請を受けた場合（被要請）においても適正な徴収に取り組むことで、税務当局間の協力関係を構築しています。

※ 「徴収共助」とは、執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が、相互主義の下、条約相手国の租税債権を徴収する枠組みです。

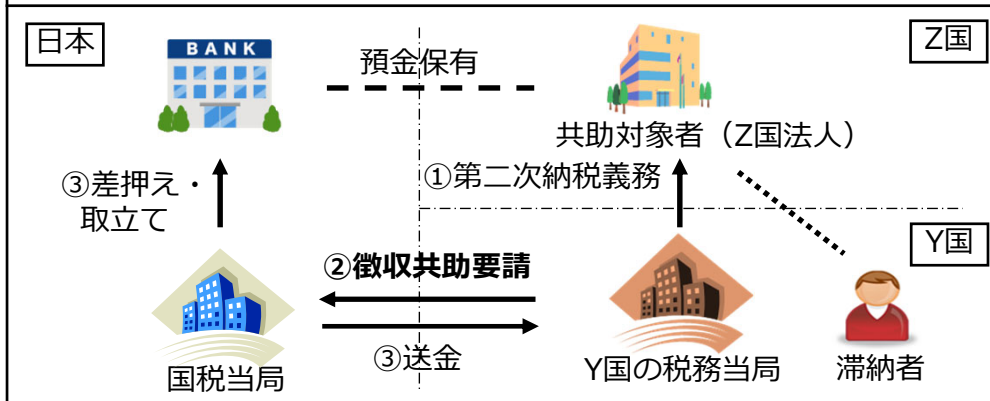
①日本からの共助要請事例

- ① 日本で事業を行っていた滞納者は、確定申告を行った所得税及び消費税を納付せずにX国へ出国した。
- ② 国税当局がX国の税務当局に対して徴収共助の要請を行ったことから、X国税務当局はX国内の滞納者の財産からの徴収に着手した。
- ③ 日本に再入国していた滞納者は、X国内における差押え等を回避するため、国税当局に自主的に納付を行い、滞納国税は完納となった。



②外国からの共助要請事例

- ① 共助対象者（Z国法人）は、Y国で所得税を滞納していた滞納者に係る第二次納税義務者であった。
- ② Y国の税務当局は、日本の国税当局に対して徴収共助の要請を行った。
- ③ 国税当局は共助対象者が国内に保有する銀行預金を差し押さえ、共助対象外国租税を徴収し、Y国当局へ送金した。



3 悪質・処理困難事案への取組

(4) 滞納処分免脱罪による告発

- 財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、特に厳正に対処しており、**令和7年度においては、全国で9件（14人（社））**の事案を告発しました。

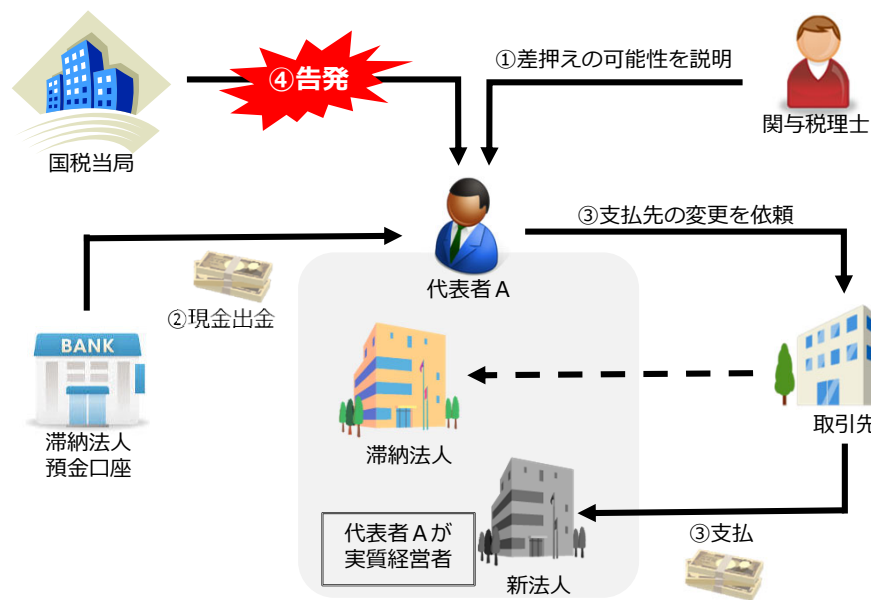
【事例】

滞納処分の執行を免れるため、預金口座から現金出金して代表者の住居内に保管するなどして財産を隠蔽した行為について、国税徴収法違反（滞納処分免脱罪）により告発した事例

《事案の概要》

- ① 滞納法人の代表者Aは、課税調査終了後、納付する意思はないとして、納税しないでいたところ、関与税理士から国税当局によって財産が差し押さえられる可能性がある旨説明を受けた。
- ② Aは、①の説明を受けた後、滞納法人の預金口座から現金を出金し、Aの住居内に当該現金を保管した。
- ③ また、Aは、同人が実質経営者である新法人を設立した後、滞納法人に支払われる解体工事代金を新法人に支払うよう取引先に依頼し、当該代金を回収した。
- ④ 国税当局は、上記②及び③の行為は滞納法人に対する滞納処分の執行を免れる目的でされた財産の隠蔽に該当すると判断し、代表者を国税徴収法違反（滞納処分免脱罪）で告発した。

《概要図》



4 公売の実施状況

- 国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

《公売による売却事例》

1 自動車	2 腕時計	3 バッグ	4 ブレスレット
			
【見積価額】 13,900,000円 【落札価額】 16,502,000円	【見積価額】 1,030,000円 【落札価額】 1,401,000円	【見積価額】 1,400,000円 【落札価額】 3,006,000円	【見積価額】 509,000円 【落札価額】 918,000円

《公売におけるデジタル化への取組》

- 公売手続については、インターネットを利用する方法による期間競り売り（インターネット公売）に加え、インターネットを利用する方法による入札（電子入札）も行っています。
- また、公売公告を公売情報ホームページに掲載するなど、公売のデジタル化に取り組んでいます。

◆ 公売情報ホームページ ◆

